

なっている。そのほか、高地給水については、延命配水池完成直後の1968（昭和43）年5月、その出水不良の解消に向けた対策に22年ぶりに着手し、翌年11月に完了した。この1年半ほどの期間に対象とした家屋数は約1,500戸である⁽⁵¹⁾。

未給水区域への配水管布設も順次拡張され、市域最北端（倉永市場山下地域）に達したのは1972（昭和47）年10月であった⁽⁵²⁾。しかし、これも通過点にすぎない。最北端地域に達してから約7年半後の1980（昭和55）年3月、給水率が厚生省通達による目標有効達成率90%を軽く上回る93.6%を示すことになるが、それでも配水能力44,200m³/日を超えると、高台や配水管網の末端地域において出水不良が現に発生していたのである。

第6次拡張事業期にかんして、最後にもう一点指摘しておかなければならないことがある。ほかならぬ「水道一元化」問題について、この期に重要な展開があった。なかでも、大牟田市水道と三池炭鉱専用水道の将来一元化について、1972（昭和47）年10月に基本的合意が成立してからの展開は重要であり、実は、第6次拡張事業とも無関係ではない。その2年後の暮れ、三井石炭鉱業（1973年8月、三井鉱山の全額出資で、石炭採掘部門を分離独立させて設立）との間で「水道一元化」の基本的な事項にかんする確認書を取り交わすとともに、三井所有の宮原浄水場に使用权を設定する契約と河川水の浄水業務委託契約を締結し、それと併せて第6次拡張事業計画の変更申請をおこなうことになったのである⁽⁵³⁾。なお、上に触れた1972年10月の基本的合意は、大牟田・荒尾両市からの「水道一元化」にかんする同年6月の申し入れに基づくものである。また、2年後の1974年暮れ（12月17日）に、当時の市長（山田亀一）と三井石炭鉱業社長との間で取り交わされた確認書の第1項では、「一元化の時期は、昭和55年を目途として、大牟田市が一元化のために必要な原水を確保し得た時期に行う」と記されている⁽⁵⁴⁾。

先述のとおり、菊池川新導水路建設共同事業に参加して、大牟田工業用水道と有明工業用水道から最大5,000m³/日の暫定分水を受けることが可能になったのだが、その菊池川の原水と諏訪川から取水した原水とを浄水して延命配水池に送水するた

(51) 対象家屋数について、前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」21頁。

(52) 前掲の『いのちの水七〇年』55頁。

(53) 同上、58頁。

(54) この確認書については、情報公開請求によりコピーを取得した文書、「大牟田市議会建設委員会会議録」1975（昭和50）年8月25日の添付書面による。

めに三井所有の宮原浄水場を部分的に補強する施設整備をおこない、そこにおいて河川原水の浄化をしてもらうことになった。同浄水場の使用権設定と浄水業務委託契約はそのためのものに他ならない。重要なのは、その際「水道一元化」について、水道専門会社の設立をステップとした一元化方式を採用することが双方の前提に置かれていたことであり、その一元化方式に対して厚生省が待ったをかけたために、宮原浄水場での業務実施からしばらくの間は一元化の動きが途絶えてしまう羽目になってしまった点である⁽⁵⁵⁾。この問題については、次の第7次拡張事業期でもその後の展開について簡単に触れることになる。

【第7次拡張事業期】

13年の歳月が費やされた第6次拡張事業を経て、ようやく1980年代の第7次拡張事業期に来了⁽⁵⁶⁾。とはいえ、第7次拡張事業の認可から始めるわけにはいかない。**図表2**の「工期」欄を見れば一目瞭然であるが、前期拡張事業の工期終了から次期拡張事業の工期開始までの期間が8年余も空いているのは初めてのことであり、その期間中に重要な条件をクリアすることが求められた。

クリアしなければならない重要条件とは何か。ヒントは菊池川導水路事業による工業用水道からの受水が、その期限を定められた「暫定受水」だったことにある。換言すれば、それでは新規水源の確保とはなりえない。創設事業以来頼りにしてきた清里水源地の地下水は、古くから指摘されてきたように、「鑿井式水源ナレバ、取水量ニハ自ラ限度アリ」であって、源井数を11本まで増やし、第2次拡張事業と第6次拡張事業で一大改修工事を施してきたけれども、長年にわたる汲み上げで水位が低下し、海水による塩害化の兆候も見られた。清里の地元住民からは取水量の削減要望もあり、さらには適用区域外ではあったものの、熊本県には地下水規制条例があり、その関係からしても井戸の新設や掘り替えは難しくなる⁽⁵⁷⁾。それに諏訪川についての水利権は「豊水水利権」であるうえ、三池炭鉱専用水道の主水源であることにかんしても、地元の灌漑水と坑内水の水交換によって維持されていたという事情もあった⁽⁵⁸⁾。となれば、どうしても新規水源の確保が必要となり、それ

(55) このことについては第8次・第9次拡張事業期でも触れるが、そのほか本稿第3節(2)でも言及する。

(56) 第7次拡張事業について、前掲の『いのちの水七〇年』66―74頁のほか、前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」12―13頁も参照。

(57) 前掲の『いのちの水七〇年』66頁。

(58) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」12頁。

は第7次拡張事業に取り組むためどころか、それ以後の大牟田市の水道行政にとって必須の条件となる。こういうことである。

そうした状況の中で、かねて水道局を中心とする関係者の間で「一筋の光明」と思われた筑後川開発構想をめぐる動向のひとつ、近年も話題になっている「筑後おおぜき大堰」建設によって開発される水を久留米広域上水道企業団（現福岡県南広域上水道企業団）を通じて受水する計画が浮上してきた⁽⁵⁹⁾。水資源開発促進法（1964年制定）からここに至る過程も、またその後の過程も、ともに紆余曲折を経たが、ここでは大牟田市にかかわる部分を除いて省略する。

大牟田市（水道局）では、1973（昭和48）年3月に策定された県の水資源総合利用計画に従い、県南の矢部川開発の動向に強い関心を寄せつつ、既述した福岡・熊本両県との3者による菊池川新導水路建設共同事業の実現を機に、県企業局の大牟田工業用水建設事務所に職員派遣をおこなう一方で、市議会では、筑後川水系佐田川に建設された多目的ダムの寺内ダムについて「寺内ダムの水配分に関する意見書」を取りまとめるなどをしてきた。そこに新しい動きが加わった。すなわち、1977（昭和52）年2月、いよいよ筑後大堰建設事務所が発足し、その4ヵ月後には当時の久留米広域上水道企業団の全域（4市3町および1市2町で構成する1企業団）に対する給水が開始となった。さらに同年の議員立法による水道法改正において、水道経営における「市町村優先主義」があらためて明記されるとともに広域的水道整備計画を規定し、「水道広域化」への方向が示されたことも大きかった。

新しい動きの2点目に挙げた水道法改正について次のような指摘がある。「この頃になって、再度市町村優先主義を鮮明にしたのは、水道関係の労働組合等関連団体が、住民の意思が反映されなくなると水道の広域化（さらに広域化は民営化にもつながる）に反対する声に対応して、広域的水道計画を規定する代償措置として明定されたものである」という⁽⁶⁰⁾。改正された水道法自体が、上水道は厚生省、下水道は建設省、工業用水道は通商産業省という「水道三分割」の閣議決定があった時代の産物であり、水道行政分野の立法となると省庁間対立・競合に強く彩られて

(59) 前掲の『いのちの水七〇年』67頁。久留米広域上水道企業団は、1971年10月、久留米市等3市4町によって設立。筑後川開発にかんしては、恒吉徹「筑後川総合開発と完成後30年を経た筑後大堰」（1）～（4）、独立行政法人水資源機構広報誌『水とともに』No.134—137が参考になる。

(60) 後藤彌彦「水道法の歩みと水質汚濁防止」『人間環境論集』法政大学人間環境学会、14巻2号、2003年12月、18頁。

いる。それより以前の自由党政権時代、水道法案は議員立法で参議院先議とする決定がなされたこともあった。したがって、このときの水道法一部改正が議員立法でなされたこともその文脈で捉えることができる。

この水道法改正は、社会党の地方公営企業対策特別委員会が「住民のための水道事業の確立」をめざす自治労（全日本自治団体労働組合）や全水道（全日本水道労働組合）との協議を経て「水道法改正要綱」をまとめ、議員立法による水道法改正をめざしたのに対して、政権党の自民党は「広域的水道整備計画」の規定を新たに挿入することを主眼とした一部改正案を取りまとめ、両党の社会労働委員会理事を中心に改正法案の作成がおこなわれたもの。対立点を含みながら結果的に協調が図られ、特に水道行政における国庫補助の拡充がもたらされたことが注目される⁽⁶¹⁾。野党側が強調した市町村経営の原則については「水道の一元化」との関連で重要であり、第3節で取り上げる。

大牟田市の水道行政に戻ると、先に記したように、第6次拡張事業期と第7次拡張事業期の間にはかなりの空白期間がある。そのため、拡張事業の展開を追うだけでは見落としがちであるが、水道行政の現場にとってけっして気楽な時期ではなかった。第6次拡張事業終了直前の1976（昭和51）年1月下旬、寒波襲来により4日間で約1,300件にのぼる給水装置の修理申込みがあったのに続いて、その翌年2月半ばには、未曾有の寒波により同じ4日間で約4,800件を超える修理申込みがあった。また、夏の原水不足も相変わらずで、未曾有の寒波に見舞われたその年の7月、当時の市水道の配水能力44,200m³/日を超えることが4回もあり、同月27日には水道創設以来最高の45,576m³/日を記録した。全国的に知られる「福岡大渇水」が生じたのはその翌年、1978（昭和53）年の夏のことであり、そのときは工場余剰水からの暫定受水や節水努力でどうにかしのぐことができたものの、安閑としていられる状態ではなかった。さらに、これは夏の異常渇水や冬の寒波ではないが、一息ついた感じの1981（昭和56）年1月からは水道局庁舎の新築工事が開始されたため、工務担当は宮浦公園内の仮庁舎で業務を遂行しなければならなかった。

かくして、水道局新庁舎完成1年後の1982（昭和57）年3月、久留米広域上水道企業団に加入申請書を提出し、同年12月議会における同企業団加入に伴う規約制定

(61) 『自治労第1回全国水道集会 議案／報告／資料』1977年7月27日～29日、北海道定山溪の報告「水道法改正について」が参考になった。本資料について地方自治総合研究所密田義人事務局長の協力を得た。

の議決を経て、翌年1月19日、企業団の規約変更について福岡県知事の許可があった。隣接する高田町および同町に隣接する大和町と同時期の企業団加入実現である。これで久留米広域上水道企業団は、5市（久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市）、5町（城島町^{じょうじままち}、大木町^{みづままち}、三潴町、高田町、大和町）、1企業団（小郡市、北野町、大刀洗町が構成する三井水道企業団）によって構成されることになった。その後も加入が相次ぎ、1989（平成元）年に「福岡県南広域水道企業団」と改称後、「平成合併」の時期を経て、その構成団体は、8市（前記の5市のほか、朝倉市、八女市、みやま市）、3町（大木町、広川町、筑前町）、1企業団（上記の三井水道企業団を構成した北野町が「久留米市北野町」に変更）となっている。筑後地方で残るは、うるは市のみである。

この旧称久留米広域上水道企業団への加入は、大牟田市の水道行政にとって、文字どおり画期的な意義をもつものであった。その翌月には、6年前（1977年）の水道法改正に基づいて進められた、県内の広域的な整備計画の策定作業が整い、大牟田市が属する筑後地域の広域的水道整備計画も県議会で議決された。企業団における大牟田市への分水16,500m³/日が確定したのは、同年6月のことである。この1日あたり給水量は、当時の企業団の最大給水量93,700m³/日の17.6%に当たる。これにより、菊池川新導水路建設共同事業による暫定分水についても、また清里水源の保全についても、見通しを立てることが可能になった。あとは遅れていた第7次拡張事業への取り組みを進めるだけであり、それにかんする市議会議決を経て、新年度の5月下旬、認可を得た。これで、市企業局の水道事業沿革にかんする記録文書にあるとおり、「本市水道事業史上において画期的な礎」が築かれることになったのである⁽⁶²⁾。

いかにもスムーズな進行に見える。だが一点、第7次拡張事業申請にあたって、厚生省から、「水道一元化」の遅れについての指導が入ったことを忘れるわけにはいかない⁽⁶³⁾。なぜ、そのタイミングでの指導であったのか。先に第6次拡張事業期の最後に触れたように、1974（昭和49）年の暮れ、三井石炭鉱業との間で「水道一元化」の基本的事項にかんする確認書を取り交わすとともに、三井所有の宮原浄水場に使用権を設定する契約と河川水の浄水業務委託契約を締結し、それと併せて

(62) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」13頁。

(63) 同上、14頁。

第6次拡張事業計画の変更申請をおこなうことになった。事業計画の変更申請それ自体は翌年1月に認可されたのだが、その際、変更申請の前提になった一元化方式について厚生省はOKを出したわけではなかった。水道会社の設立をステップにした一元化だったからである。

それ以降というものの、厚生省は大牟田の「水道一元化」にホットな関心を寄せていた。そこへ、すでに触れた「市町村優先主義」を明記した水道法改正があり、たとえ暫定的期間のことではあれ水道会社に水道経営を委ねようとする提案は、もはや承認される余地がなくなった。

地元では同じ問題を抱えている荒尾市も交えた3者（大牟田・荒尾両市と三井石炭鉱業）で仕切り直しをおこない、1980（昭和55）年3月末日に、大牟田・荒尾両市長と三井石炭鉱業社長の間で確認書を取り交わすところまでこぎつけた。一元化の方式については「両市上水道に専用水道を同時期に分割吸収する方法によるものとする」となり、その時期についても、6年前に取り交わされた大牟田市と三井石炭鉱業との確認書に記載された時期よりも5年遅れの「昭和60年を目途とする」という文面になった⁽⁶⁴⁾。

法改正からここに至るまですでに3年近い年月が経過しているが、第7次拡張事業計画が認可された1984（昭和59）年5月までの期間でみると、まだ相当のゆとりがあったかに見える。しかし、既述したところから察しられるように、当面の原水不足に対応しつつ、「水道一元化」の早期実現を図るためには、水道局庁舎の新築も含めて、いまだ十分な体制が整っていなかった。上記の3者間での確認書が取り交わされたころ、三池炭鉱専用水道から給水を受けていた1地区の一部（本村善徳地区の一部28戸）について、市の東谷専用水道に切り替える工事を手がけたが、市水道への最初の切り替え（三池製錬所社宅173戸）がおこなわれたのは翌年（1981年）7月のことであった⁽⁶⁵⁾。

第7次拡張事業申請に際しての厚生省による指導も、おそらくはこのような実情を確認するかたわら、「水道一元化」の早期実現を図るための具体的方策やその段取りにかんするものであったのだろう。

しかし、第7次拡張事業の認可を得た年（1984年）の8月、不運にも、またもや

(64) この確認書については、前掲の注(54)と同じく、情報公開請求によりコピーを取得した文書、1980（昭和55）年4月10日「大牟田市議会建設委員会会議録」の添付書面による。

(65) 前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」22頁。

配水能力を超える危機的状況が5回もくり返され、高台や配水管末端地域の出水不良に見舞われた。7年前の最大給水記録45,576m³/日も軽く突破した、創設以来の最高記録46,894m³/日を経験したのはこのときである⁽⁶⁶⁾。もはや猶予は許されない。

第7次拡張事業の目的とするところは、言葉で表現すると従前の第6次拡張事業とほとんど変わらない。ただし拡張区域については、市街地化が進行している地域と井戸水の汚染が著しい地域に加えて、三池炭鉱専用水道から給水を受けていた地域のうち、給水可能な地域を初めて事業計画に取り込むことになった⁽⁶⁷⁾。すぐ上で触れたように、ごく一部のことはあるが、三池炭鉱専用水道から「市水」への切り替えは、すでに第7次拡張事業期よりも前に着手されていた。また、第7次拡張事業の計画給水人口が149,500人と最も大きくなっているのは、これも各次拡張事業の説明に入る前に指摘したとおり、その裏に「水道一元化」の課題があったからに他ならない。そして、第7次拡張事業認可の直前に、福岡・熊本両県の参加を得て「一元化促進協議会」を発足させたのも、一元化の早期実現を掛け声だけにとどめることなく、その課題に本気で取り組むためであった⁽⁶⁸⁾。

しかし、それでもなお、大牟田市政における積年の課題としての「水道一元化」への本格的対応というまでに至っていない。それ以前に取り組まなければならない大仕事があった。筑後川からの原水取得がそれであり、具体的には、久留米広域上水道企業団からの受水を首尾よく実現するための施設整備が目前の課題であった。市水道はその創設事業で水源を熊本県玉名郡清里村に求め、第4次拡張事業で菊池川からの分水を受けたときも市内沖田町に日の出前ポンプ場を新設することで対処してきた。つまり、すべて南から北に向かって配水する施設配置になっており、そのため北部地域や高台地区の出水不良に対処するにも、各地に加圧ポンプ場を配置して二段、三段の水圧強化を図らなければならなかった⁽⁶⁹⁾。そこで、筑後川の原水取得にあたって、それを大きく組み替え、市北部の甘木山に新しい配水池を築造することから始めなければならない。その甘木配水池築造工事の着工が1985（昭和60）年夏のことである。

筑後川の水は久留米広域上水道企業団の東櫛原取水場（久留米市）で取水され、

(66) 同上、23頁。

(67) 前掲の『いのちの水七〇年』68頁。

(68) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」14頁。

(69) 前掲の『いのちの水七〇年』71頁。

約6.4km離れた荒木浄水場（久留米市）に送られ、そこから高田中継ポンプ場（みやま市）を経て甘木配水池に届く。その距離は30数kmにもなるという。配水池の有効容量7,000m³、有効水深10.0mは延命配水池と同じである。甘木山一帯は矢部川県立自然公園の区域に指定されているため、周辺の景観との調和を図る観点から、配水池の側壁に大きな6枚のモザイクタイルの壁画が描かれている。この甘木配水池の完成は1986（昭和61）年4月であり、6月の試験受水を経て、翌7月初めより16,500m³/日の受水が開始された⁽⁷⁰⁾。

また、試験受水の期間中、延命配水池からの配水区につき、その一部を分離して甘木配水池の配水区に設定する配水系統の再編に併せて、甘木配水区について、標高35mを超える「高地区」と標高35mに達しない「低地区」に区分し、それぞれで異なる水压水準を一定に保つ圧力制御システムを採用した。これまで高地区では水使用量のピーク時において、配水管の末端の水压が下がって出水不良を引き起こす一方、低地区では高水压による管破裂をもたらすことがあった。その双方のトラブルをともに防止しようというわけである。これにより、米の山、久福木、白川、今山、高取、黒崎団地（公社分）の加圧ポンプ設備を休止することになった⁽⁷¹⁾。

さらに受水開始の1年後、新設の甘木配水区を加えた3配水区相互間での水の有効利用と安定給水を図る目的で、延命・四ッ山両配水区間に逆送設備を設備したり、延命・甘木両配水区間に配水流量制御装置を設置したほか、清里水源地の地下水保全を図る対策として、四ッ山配水区の一部を延命配水区に編入する措置を講じたりした。久留米広域上水道企業団からの受水を機に、このような配水区相互間での均衡保持や水量制御にも強く配慮することになった一因は、同企業団がその構成団体に、受水した全水量分の対価を支払うという、いわゆる「責任水量制」を採っていたためであり、そのために甘木配水区に配水したあとの残水量についても最大限有効活用することが求められることになったからである⁽⁷²⁾。

こうして、いよいよ、次期の第8次拡張事業計画を見通しつつ、「水道一元化」に正面から取り組むために必須のステップが踏まれた。大牟田市の上水道行政の根幹をなしている略称「設置条例」および「給水条例」の一部改正がそれである。沿革をごく簡単にたどると、戦後、大牟田市において上水道行政の根拠条例として

(70) 同上、69頁。

(71) 同上、71頁。

(72) 同上、72頁。

「大牟田市水道条例」が制定されたのは1952（昭和27）年のことであるが、同年の地方公営企業法制定に伴い、大牟田においても水道局が公営企業として新たに発足することとなり、水道企業については「大牟田市水道企業の組織に関する条例」が新たに制定された。その後、下水道整備の必要性が高まる中で1958（昭和33）年に制定された新下水道法のもと、公共下水道の整備事業が推進されるようになったのをうけて、1960（昭和35）年に、従前の「大牟田市水道条例」に代えて、新たに「大牟田市水道事業給水条例」が制定され、その6年後の1966（昭和41）年に、現在の「大牟田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改められた。

1960年代に制定された上記の2つの条例が、それぞれ略称で「給水条例」「設置条例」と呼ばれるものに他ならない。その改正なしに「水道一元化」を主要目的とする次の第8次拡張事業計画の申請をすることができない。それというのも、三池炭鉱専用水道区域を給水区域に包含するための根拠規定が「設置条例」第4条第2項に定められる「計画給水区域」の別表として列挙されるからであり、また、給水面での経過措置として「水道一元化対象者に係る特例」を「給水条例」の付則に明定する必要があるからである。

前者の「設置条例」改正は1988（昭和63）年3月議会で、後者の「給水条例」改正は同年の9月議会でそれぞれ可決した⁽⁷³⁾。双方に挟まれた7月には、事務事業の見直しにより「水道一元化」完全実施までを見通した庁内体制の整備がおこなわれた。また、その年の師走の初日に、大牟田市・荒尾市・三井石炭鉱業の3者間で「水道一元化に関する実施協定書」および「施設使用及び業務委託契約書」が取り交されるに至った⁽⁷⁴⁾。

なお、改正された上記「設置条例」「給水条例」の施行日は、1989（平成元）年5月の水道事業管理規程第4号により同年5月22日となった。

【第8次・第9次拡張事業期】

当事者により「水道の創設期に匹敵する大事業」とも称される第7次拡張事業の

(73) 前者が「昭和63年4月1日条例第1号」であり、後者が「昭和63年10月11日条例第11号」である。

(74) この実施協定書および契約書についても、前掲の注(54)(64)と同じく、情報公開請求によりコピーを取得した文書、1975（昭和50）年8月25日「大牟田市建設委員会会議録」の添付書面による。実施協定書は大牟田市長（塩塚公一）・荒尾市長・三井石炭鉱業社長の3者で結ばれ、契約書は大牟田市水道事業管理者・荒尾市長・三井石炭鉱業三池鉱業所長の3者間で結ばれている。いずれも昭和63年12月1日付けである。

完成をもって、大牟田市の水道事業は、「拡張から施設の維持管理時代を迎える」とされる⁽⁷⁵⁾。筑後川からの原水確保の見通しもつき、元号も昭和から平成に変わって、ひとつの区切りがついたと言うこともできなくはない。しかしながら、その終期が定かならぬ第8次拡張事業に着手してから17年を経て始まった第9期拡張事業が終わったのは、2015（平成27）年3月のことであって、第8期の着手から数えてちょうど四半世紀である。それを一括して、はたして「維持管理時代」と呼べるのかどうか、いささか安直にすぎる時代区分のように見える。

第7次拡張事業に引き続いて始まった第8次拡張事業は、当初、臨海工業地帯、市のほぼ中央に位置する工業地域ならびに市南部地域に重点を置いて、3年間で計画給水面積の拡張を図り、その一方で、拡張区域への配水管布設工事により、出水不良地域の解消と団地造成等の開発行為に対応しつつ、効率的な配水管網の整備に努める予定であった。もちろん、「水道の一元化」が主要目的であり、先の第7次拡張事業計画の申請にあたって、一元化の遅れについて厚生省から指導が入ったことを考え合わせれば、むしろ、その本格的な推進こそが優先的課題であった⁽⁷⁶⁾。

ところが、その一元化の推進にかんしては、歩みがすこぶる遅々たるものになってしまっていた。一元化の早期実現を図るため、福岡・熊本両県の参加を得て「一元化促進協議会」が発足したのが、第7次拡張事業認可の直前であったことは先に指摘した。ふり返れば、厚生省が難色を示した水道会社設立をステップとする当初計画が、三池炭鉱専用水道をそのまま吸収統合する方式に改められて以降、ここまで7年が経過している。そこから、「水道一元化」を主要課題とする第8次拡張事業計画に取り組むための「設置条例」および「給水条例」の改正まで、さらに4年が経過した。それだけに、第8次拡張事業期間中には、それまでに倍するテンポでの「市水」への切り替えが期待されるところであり、そのための準備は大牟田市水道事業管理者、荒尾市長、三井石炭鉱業株式会社三池鉱業所長3者によって契約調印された「水道一元化実施協定書」（1988年12月1日発効）に基づいて、互いに「水道一元化の早期完了に努める」ことになっていたのだが、翌年から1997（平成9）年3月の三池炭鉱閉山に至るまでは、「市水」への一般有料給水家屋の切り替えがわずか111戸にとどまった。それ以前の切り替え戸数と合わせても合計527戸で

(75) 前掲の『いのちの水七〇年』78頁、企業局「大牟田市水道の沿革」13頁。

(76) 第8次拡張事業について、前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」13－15頁およびもっぱら水道一元化についてであるが『いのちの水七〇年』78－81頁を参照。

あり、1989（平成元）年度における三池炭鉱専用水道の給水戸数総数8,828戸の約6％にすぎない⁽⁷⁷⁾。まさしく前途遼遠である。

三池炭鉱閉山が地元の大牟田市に対してもたらす影響の大きさは想像に難くない。だが、こと水道の第8次拡張事業にかんしては、翌年度より閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助事業として採択され、それによりテンポを上げて事業を実施することができた。その一方で、浄水場および配水池の新設等を新たに計画に加え、第8次拡張事業の内容について大幅な見直しを迫られた。さらに、一元化を達成するうえで、新たに原水を確保する必要が生じてきた。そうした中で、閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助を受けるようになってから4年目には、まずもって勝立配水池^{かつだち}築造工事に着手した。これは第8次拡張区域である大字今山などの高地区への配水のためのものであり、先の甘木配水池と比べるとやや小ぶり、有効容量5,400m³、有効水深8.0mの配水池である。着工は2001（平成13）年12月、竣工は2003（平成15）年2月で、同年4月には供用開始となった。企業局の発足はその中間のことである。

この勝立配水池の竣工とほぼ時を同じくして思いがけないことが起きた。三井石炭鉱業の親会社に当たる三井鉱山から大牟田・荒尾両市に対して、同社の専用水道資産を有償で一括譲渡したいとの申し入れである。新年度になって対象資産の調査をおこない、三井鉱山との協議に入ったが、三井側の譲渡希望金額と両市による資産評価額に大きな隔たりがあったため交渉が難航し、暗礁に乗り上げてしまった⁽⁷⁸⁾。

この件にかんしてはその2年後（2005年）の10月、三井側から譲渡申し入れを取りやめる旨の一方的な通告があった。100％出資で水道事業専門の子会社を設置し、当分の間、その子会社で水道事業を運営していくというのである。そしてそのときの予告どおり、1年半後の2007（平成19）年4月、三井鉱山九州事務所所長より、三池炭鉱専用水道を㈱フレッシュ・ウォーター三池に移管する旨の同年2月1日付け通知が届いた。

100％出資による水道事業専門子会社の設立といえば、一元化問題の経緯を知る者であれば誰もが、かつて厚生省が難色を示した三井鉱山の提案、すなわち水道

(77) 給水戸数、給水人口、給水量の事業用・社宅用・補償用・一般用の内訳は、第3節(2)に表示してある。

(78) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」15頁。2003（平成15）年2月の市議会本会議一般質問に対する企業局長答弁によれば、三井側による「水利権を含むすべての専用水道資産」の譲渡希望額は70億円であったという。「平成15年2月定例会（第420号）2月24日会議録」36頁。

専門会社をステップとする一元化方式のことを想起するであろう。その是非について今さらあらためて協議することなど考えられない。これに対して大牟田・荒尾両市は、どうやら、三井側から譲渡申し入れを取りやめるとの一方的通告があったその時点で、一括譲渡の申し入れ以前の計画に立ち返り、熊本県工業用水道の水利権転用によって水利権を確保し、併せて浄水場を両市で建設するという方向で再検討をおこなったようである。おそらくは、三井側から提示された一括譲渡案をめぐる交渉について見通しを立てることができないまま、その取りやめが通告されたのをうけて、今後の採るべき方策等について腹を割って意見交換をしたのであろう。両市の検討結果は、取りやめ通告から2ヵ月後の同年（2005年）暮れに具体的な形をとった。それが、熊本県公営企業管理者・荒尾市長・大牟田市公営企業管理者職務代理者の3者間で締結された、「有明工業用水道の水源及び施設の一部を上水道に活用することに関する協定書」である⁽⁷⁹⁾。

翌年度の予算編成においてももうひとつ重要な布石が打たれた。その判断がいつの時点で形成されたかは定かでないが、2006（平成18）年3月、第8次拡張事業の終結を見ないまま、厚生労働省に対して第9次拡張事業計画の申請がおこなわれ、6月1日付けで認可があった⁽⁸⁰⁾。図表2の「主な事業内容」にあるとおり、「新たな水源の確保、四箇簡水の統合、新浄水場の建設」が主たる目的である。計画給水人口も1日最大給水量も、17年前の第8次拡張事業計画や22年前の第7次拡張事業計画と比べると、人口減に伴ってかなり低く、それぞれ118,600人、46,100m³となった。しかし、事業費は桁違いの額で172億円近くになっている。荒尾市と共同で取り組む新浄水場の建設があったからである。この第9次拡張事業期の概況と当面していた諸課題については、図表の準拠資料である「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21」（2008年6月）⁽⁸¹⁾を参照願うとして、ここでは、これまでの記述との関連で必要と思われる補足説明にとどめる。

上記の「主な事業内容」にある「四箇簡水」とは、大牟田テクノパークが所在する現在の四箇新町近辺に設置された四箇地区簡易水道のこと。三池炭鉱が閉山した1997年6月に給水が開始され、9年後の2006（平成18）年6月には上水道事業に統

(79) 前注の企業局「大牟田市水道の沿革」15頁および「大牟田市水道のあゆみ」25頁。

(80) 第9次拡張事業について、企業局「大牟田市水道の沿革」15－17頁参照。

(81) 大牟田市ホームページ（企業局・おおむたしの上下水道）からダウンロードできる。全41頁。現在新しい「地域水道ビジョン」の策定中のようなのである。

合された。関連して第9次拡張事業で、岬地区の一部への給水区域拡張がなされているが、その面積は1㎞²にも及ばない。

同じく上記の「主な事業内容」の最初に挙げられた「新たな水源の確保」は、既述した熊本県、荒尾市、大牟田市の3者間で2005（平成17）年暮れに取り交わされた「有明工業用水道の水源及び施設の一部を上水道に活用することに関する協定書」に基づくものであって、翌年6月、水源の変更による変更認可を厚生労働省に申請し許可を得たのを皮切りに、2007（平成19）年2月から翌2008（平成20）年7月にかけて、有明工業用水の水利転用と菊池川の水利使用、そして菊池川上流域の迫間川に立地を移した竜門ダムの使用権にかかわる錯綜した諸手続を首尾よく終えることができた⁽⁸²⁾。

少し補足すると、有明工業用水の水利転用についても、また菊池川の水利使用についても、中央の所管省は国土交通省であるが、手続きは本省だけで完結しない。前者の有明工業用水の水利転用については竜門ダム使用権と菊池川水利使用の許可が必要であり、竜門ダム使用権の分割・移転と設定目的の変更許可は本省（河川局治水課）で出せても、そのことに係る菊池川水利権の使用等については同省の地方支分部局である九州地方整備局が許可権を有している。それに、大牟田市が菊池川水利使用について10,000m³/日の新規受水を実現するには、熊本県との間で相当額の費用負担を伴う「有明工業用水道資産の譲渡及び持分設定に関する契約」の締結をすましておかなければならない。したがって、大牟田市の新規水利権取得は、九州地方整備局の許可があつてからのことであつて、時折、誤解を招く記載を見るが、新しい水源である竜門ダム使用権許可を得たときでも、熊本県との上記契約締結のときでもない。まして、それらに先立つ第9次拡張事業計画申請時における厚生労働省からの水源変更認可を得たときでもないのである。

ともかく、図表2にある「新たな水源の確保」は、こうした面倒な手続きプロセスを経て現実のものとなった。熊本県の有明工業用水道が有する水利権の一部を転用することで大牟田・荒尾両市が取得した新規水利権は、大牟田市10,000m³/日、荒尾市8,000m³/日である。そして、それが順調に運んだのは、やはり、あの三井側からの一方的通告があつた2005（平成17）年暮れの3者間における協定締結の波及効果であつたと言ってよい。とりわけ、3者協定に熊本県公営企業管理者が加わっ

(82) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」16頁。

ていたことがその後のスムーズな進展をもたらしたと言えそうである。

なお、これは「新たな水源」とは言えないものの、第9次拡張事業認可があった2週間ほど前、福岡県南広域水道企業団（旧久留米広域上水道企業団）に対しておこなった第9次拡張事業に伴う水道用水の受水申込みについて、2006（平成18）年5月19日付けで従前の16,500m³/日から5,000m³/日多い21,500m³/日の確約をもらうことができた点もつけ加えておかなければならない⁽⁸³⁾。市の企業局としては、これで計画どおり、清里水源からの取水量をかなりの程度抑え、かつ諏訪川からの取水について、新しい浄水場の建設後は取水しないとすることができると喜んだのではないだろうか。

ところで、全国的に最も話題を呼んだのは、「主な事業内容」の3番目に挙げられた「新浄水場の建設」である。民間事業者への包括的業務委託に加えて、県境を越えた共同浄水場の設置だったからである⁽⁸⁴⁾。菊池川水利使用許可が得られたことに伴い、2008（平成20）年7月、荒尾市との間で基本協定「共同浄水場施設等の整備、運営及び事前準備業務並びに共同で新設する導水施設について」が締結され、その翌月には早くも共同浄水場用地を取得することができた。市内臼井新町の旧三井鉱山社宅跡地である。

事業方式については、いわゆる「官民パートナーシップ」の訳語で知られる Public-Private Partnership（PPP）を導入する観点から検討を進め、20世紀末（1999年）に議員立法で成立した「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（通称PFI法）に準拠する方式と、施設建設当初からの資金調達に地方自治体による起債を想定し、その後の施設の設計・建設・維持管理を一括して第三者の民間事業者へ委託するDBO（Design-Build-Operate）方式との比較調査により、後者が選択された。費用対効果および投入コストの抑制が両市における政策的判断の主眼となったようである。また、民間事業者の選定にあたっては、

(83) 前掲の企業局「大牟田市水道のあゆみ」25頁。

(84) 現在でも総務省自治財政局公営企業課の通知「経営戦略の策定推進について」の別添資料（水道事業・先進的取組事例集）で「広域化（施設の共同化）」の代表事例として掲載されている。数多い調査報告の中で日本水道協会水道技術総合研究所による「県境を越えた新たな広域化・DBO事業先行事例ヒアリング調査」（2009年）が最も充実している。その調査結果概要はインターネットで検索できる。なお、事業者の入札から契約締結に至る過程も含めて、「大牟田・荒尾共同浄水場通信」および「ありあけ浄水場（大牟田・荒尾共同浄水場）通信」（2010年～2012年）が企業局のサイトに掲載されている。

P F I 方式にならって審査委員会を設置し、総合評価一般競争入札により選定することとし、2009（平成21）年3月に事業者が決定した。落札金額は76億1,000万円（税抜き）で、公表の予定価格を12億円余下回った。

民間事業者と大牟田・荒尾両市の間で「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」について3者契約が締結されたのは、その3ヵ月後のことである。共同浄水場の施設能力は26,100m³/日（大牟田市18,600m³/日＋荒尾市7,440m³/日）、設計・建設期間3年間、維持管理期間12年間であり、通水開始予定は2012（平成24）年4月であった。

実施設計、造成工事を終えて主要構造物の工事に入った2010（平成22）年12月には、大牟田・荒尾両市民の公募により施設名が「ありあけ浄水場」と決められ、翌年10月からの試運転を経て、同浄水場は予定どおり2012年3月に完成。それに伴い、諏訪川からの取水を停止、宮原浄水場への従前からの浄水委託も終了となり、ありあけ浄水場を通じての給水が開始された。

これにて一段落であるが、すべてが終わったわけではない。「水道一元化」の完全実施が残っている。市の「給水条例」補則で定められた定義によれば、「水道一元化対象者」は「平成26年4月1日に三池炭鉱専用水道から給水を受けていた者であって、同日までに管理者に対し同年4月1日以後の給水に係る給水契約の申込みをしたもの」であり、市水道への「切替期間」は、「平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間であって、水道一元化対象者の給水装置の新設に係る工事が完了し、当該新設した給水装置の使用を開始するまでの間」のことである。はたして、三池炭鉱専用水道からいわゆる「補償給水」を受けてきた人びとも含めたすべての「水道一元化対象者」が、新たに給水契約の申込みを終えることができたのかどうか、また「切替期間」の終了時までには切り替えを終えることができるのかどうか。すべてが終わるのはまだまだ先のことである。

Ⅱ－3 懸案の「〈市水〉と〈社水〉の一元化」

（1）「水道一元化」とは何であったのか

前述したように、大牟田市の水道行政における「水道一元化」問題への本格的対応は、昭和から平成の時代へと切り替わる時期のことである。水道事業の「一元化」と

例えば、古くは東京多摩地域における各市の水道事業を東京都に一元化するような問題もあれば、同じ広域自治体による一元化であっても、人口減少や設備の老朽化に対応するために府県単位や府県内地域区分によって水道事業を統合化するような今日的問題もある。また中には、個別自治体における上水道事業と下水道事業を公営企業として一本化することを指す場合もある。だが、大牟田におけるそれは、それらのいずれでもない。

この問題が市民の目に、市民生活の将来を左右しかねない問題として表面化して以降、大牟田市の「広報おおむた」では毎年のように特集号が組まれ、「水道一元化」についての理解を深める努力が払われるようになった。ここでは、一元化問題への取り組みが新たなステージに入った2009（平成21）年度初めの時点での「企業局だより」から、大牟田における「水道一元化」とは何であり、そのことが市民に向けてどのように知らされていたのかをあらためて確認しておくことにしよう。引用はその「企業局だより」掲載記事の全体ではなく、最初の「2つの水道の一元化」の部分である⁽⁸⁵⁾。

大牟田市内には事業者が異なる2つの水道があります。一つは大牟田市上水道（市水）で、もう一つは三池炭鉱専用水道（社水）です。

「三池炭鉱専用水道」は、鉱山をはじめとした関連企業や炭鉱社宅へ給水を行うために整備された水道で、社水と呼ばれています。

大牟田市では社水が市水より早く整備されたこともあり、社水の水道管が整備された地域では一般家庭も給水が行われてきました。

本来ならば昭和32年に制定された「水道法」によって、一般家庭については大牟田市が責任を持って行うべきものです。しかし、諸事情による拡張事業の遅れから、市内に大規模な2つの水道がある全国的にもめずらしい形態が続いています。

このため大牟田市では「水道法」の趣旨に沿って昭和32年当時から三井鉱山と協議を行い、水道一元化について少しずつ進めてきました。

平成9年に炭鉱が閉山した以降は、閉山対策として国・県の支援を受けながら急ピッチで水道本管の整備を進め、順次切り替えを行ってきました。

この文章の第4段落後段にもあるように、「市水」と「社水」という、事業者が異

(85) 「企業局だより」No.38、2009年5月1日号。

なる2つの水道が並存してきたのは、「諸事情による拡張事業の遅れ」があったからではあるが、その遅れを解消しようとする自治体としての努力が足りなかったこともまた確かであろう。前節で各拡張事業期の水道行政の模様を大まかにたどったのも、そこに「諸事情による拡張事業の遅れ」がどんな形で生じてきたのか、そのことを突きとめるためでもあった。

前節で各拡張事業期の水道行政をたどるのに先立ち、私は次のように指摘した。
「市議会において『水道一元化』をめぐる議論が集中的にあったのは水道法制定の時期（1957年）のことであった。それなのになぜ、それ以降における拡張事業期の『主要な問題』として登場するのに30年余りの歳月を費やさなければならなかったのか。二つの時点を捉えてみるかぎりでは、そのように疑問を寄せざるをえない」と。

一元化問題に引きつけて、水道法の制定が大牟田市にとって持つ決定的意義を捉えるならば、上掲文章の第4段落前段にあるとおり、「本来ならば昭和32年に制定された『水道法』によって、一般家庭については大牟田市が責任を持って行うべきもの」であることが、あらためて鮮明になった点にある。「あらためて」とわざわざ断るのは他でもない。天皇の裁可を経て1890（明治23）年2月に公布された水道條例においても「水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス」（第2条）とされていたのだが、1913（大正2）年改正では「但当該市町村ニ於テ其資力ニ堪エサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ」との但し書きが付けくわえられてしまう有り様であった。それが、水道條例に代えて遅ればせながら、終戦後12年目に制定された水道法では、「水道事業を經營しようとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない」（第6条第1項）としたうえで、「市町村以外の者は、給水しようする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の許可を受けることができない」（同条第2項）とする規定が置かれることになった。この規定は創設認可の規定ではあるが、その精神にのっとれば、三池炭鉱専用水道がそうであるように、たとえ全国的に知られる有力企業が經營する専用水道であっても、地元市町村の同意なしには存続することができない仕組みである。

そのうえ、議員立法による水道法の1977（昭和52）年改正により、上記の主旨はいっそう鮮明になって今日に至っている。すなわち、上に引用した水道法第6条第2項は「水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができる」と改められた。いわゆる「市町村優先主義」が、旧規定にも増し

て明確になったのである。

なお、水道事業の認可権を定めた第6条第1項についても急ぎ補足しておこう。中央省庁再編に伴い、厚生大臣が厚生労働大臣になったのはむろんであるが、条文はそれ以外変わっていない。しかしながら、第1次地方分権改革（地方分権推進委員会第1次勧告、1996年12月）により、給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量が25,000m³以下の水道用水供給事業については認可権が都道府県知事に移譲されている。

さて、ここで大牟田市水道70年記念誌『いのちの水七〇年』において、第8次拡張事業にかんする部分がどのように記述されているか、その冒頭部分の一部を参考のために引いておきたい。その内容は先の「企業局だより」の文書とかなり重複するが、そこには、なぜ「水道一元化」が市政において重要課題であるかということともに、その対象区域が市の水道行政においてどのように扱われてきたかについての重要なポイントの所在が示唆されている⁽⁸⁶⁾。

本市には、市水道事業（市水）と明治42年（1909）に創設された三井石炭鉱業㈱の専用水道（社水）の二つの水道が存在する。社水は市域内に散在する社宅、工場、鉱害補償地域に給水するために、市域の約15にわたる地域に施設が存在している。

本市が石炭鉱工業都市として、発展してきた過程において、第7次拡張事業（平成元年3月完成）まで、社水区域を市水の給水区域に包含していなかった。

このことは社水が専用水道であるため、社水の区域に住む一般市民の生活用水確保の問題をはじめ、全市民を対象とする水道行政、環境衛生、消防などの行政上、いろいろと問題を生じており、その解決は本市政の長年の重要な課題であった。

同様な記述は企業局が毎年度刊行している『きぎょう統計』の「水道事業沿革」にも見られるし、先の「企業だより」も上記記念誌とともにそれを参考にしているであろう。それはともかく、この記念誌は1991（平成3）年11月の通水70周年記念式典に向けて水道局で編集・刊行された著作であり、同局に設けられたプロジェクトチームである同誌編集委員会の表現によれば、「大牟田市水道史の一つの大きな節目を記念するため」のものであった⁽⁸⁷⁾。その「大きな節目」をなすひとつの契機が「水道一

(86) 前掲の『いのちの水七〇年』78－79頁。なお、漢数字はほとんどについて算用数字に変更。

(87) 同上、149頁（あとがき）。

元化」問題への取り組みに他ならない。同誌の「はじめに」でも、「市水」と「社水」の並存に触れ、「この二つの水道を市水に一本化することを一元化という。一元化を図ることにより、これからは同じ条件のもと安全で豊かな水を使うことができるように、そして、そのことにより地域社会の連帯が生まれ、文化が育まれ、郷土の発展につながっていくと思う」と記されている⁽⁸⁸⁾。

そのような記念誌の中で第8次拡張事業にかんする記述は、そのほとんどが一元化の問題に費やされているのだが、上に引いた記述において、「重要なポイントの所在」を示唆しているのはどこか。私見では、「第7次拡張事業（平成元年3月完成）まで、社水区域を市水の給水区域に包含していなかった」との一節がそれに当たる。

これはいったい、どういうことなのか。大牟田市の水道行政が「社水先にありき」のもとでスタートしたという厳然たる事実是否定しようもない。だとすると、1自治体において水道事業の計画的経営をおこなうためにその給水区域を設定するにあたり、先行した「社水」の給水区域をあくまで避けて設定しなければならないものだろうか。なるほど、水道事業経営の認可基準として、「給水区域が他の水道事業の区域と重複しないこと」が求められている（水道法第8条第1項第4号）。しかし、このことは、自治体の水道行政において、当該自治体の地域に存する民間事業者の専用水道の給水区域を除外してしまうことまでを求めるものではない。ちなみに、水道法の所管省である厚生労働省（健康局水道課）作成による『水道事業等の認可の手引き』には、認可基準のひとつである「給水区域の重複の排除」について、その趣旨を簡潔に述べたあと、「なお、専用水道が当該水道事業の給水区域内に存在する場合において、当該専用水道を給水区域から除外する必要はない」とわざわざ付けくわえている⁽⁸⁹⁾。

すでに見たように、大牟田市における水道事業の区域設定は、「設置条例」第4条第2項に定められる「計画給水区域」の別表として列挙される。南部・中部・北部に大きく3分され、市街地であれば〇〇町、〇丁目単位が多いが、そうでなければ大字単位になり、その全部であるか一部であるかによって別々にグルーピングされて表記される。なお、大字の区域が広いところ（南部地区の勝立^{かつだち}、櫟野^{いちの}、中部地区の歴木^{くぬぎ}、今山^{くぶき}、三池^{とうせん}、久福木、宮部、北部地区の唐船、岬、甘木、倉永、岩本、上内、宮崎、四箇^{しか}）については、その全部にわたるか、それとも一部に限られるかによって、それ

(88) 同上、10－11頁。

(89) 厚生労働省健康局水道課『水道事業等の認可の手引き（平成23年10月版）』2頁。

それに該当する字地名が各大字地名の（ ）内に表記されている。たとえば、四箇配水池の所在地であれば、北部地区に列挙されている2ヵ所の「大字四箇」のうち、その（ ）内に「峠」の字名が含まれているグループに属することになる。

ともかく第7次拡張事業までは、その計画給水区域から社水区域が除外されていたのだから、それを踏襲するとなると、社水区域と重複する区域名を挙げるにしても、その一部のみというケースが非常に多くならざるをえない。そのようなことになると、第8次拡張事業において、それ以前の社水区域を市水区域に切り替え、吸収することができなくなってしまう。そもそものこととして、専用水道の給水を受けていたのは、市の広報や通水70周年記念誌で例示されているような、三井系企業の社宅や工場、そして鉱害補償地域のみではなく、笹原町の笹原小学校、そこから分離した天道町の天童小学校および大牟田特別支援学校（旧養護学校）、荒尾市に隣接する米生町の米生中学校、それに九州各地からの進学者が多い国立高専（有明工業高等専門学校）までが含まれていた。それらも従前どおりの扱いになってしまい、「水道一元化」も看板倒れに終わってしまうではないか。そのことを認識したからこそその「設置条例」改正であり、かつ「給水条例」改正においてその付則を定め、前項の末尾に指摘したように、「水道一元化対象者」および市水道への「切替期間」の定義づけの形式によって、水道事業としての一元化の終期を確定したのであった。

（2）一元化の「完全実施」をめぐる

三池炭鉱の閉山は、当然のことながら、「水道一元化」の動きに大きな影響を及ぼした。一般市民の常識的な感覚からすれば、専用水道の設置主体がいなくなれば、専用水道が存続するはずはないではないか、というものであったろうし、「社水」の給水と無縁だった市民からすると、専用水道施設は当然に大牟田市に移管され、市の水道と同じ料金負担でみんな同じサービスを受けることになるのだ、と理解していただろう。そうだとすれば、いやおうなしに水道は一元化されるのだから、何も苦労はないではないかと思うに相違ない。しかし、「さにあらず」であり、炭鉱は閉山してもなお一元化の課題は残る。先に引用した「企業だより」が記しているように、閉山後は国・県の閉山対策による支援を受けて、水道本管整備や「市水」への切り替えを急ピッチで進めるようになった。もはやのんびり構えることはできない。そのことに間違いはない。

図表3は第8次拡張事業が着手されたころの大牟田市における三池専用水道の業務状況である。表では、給水戸数・給水人口・給水量のそれぞれにつき、事業用・社宅用・補償用・一般用の4項目に分かれているが、閉山後に急ピッチで進められた切替工事では、三池炭鉱の採掘により井戸が枯れた世帯に対して補償するための「補償給水」と、三池炭鉱専用水道区域において一般の家屋が建設され、専用水道より有料で給水を受けていた「一般有料給水」とを区分することに重点を置いて、表の事業用・社宅用の給水家屋については「社水分水家屋」として一括し、前記のような学校施設等の規模が大きい施設についてはその旨を表記するようにしたようである。

すでに指摘したとおり、「水道一元化実施協定書」に基づき「水道一元化の早期完了に努める」はずであったが、元号が平成に変わったその年から炭鉱閉山の年に至るまでの9年間における「市水」への一般有料給水家屋の切り替え実績はわずか111戸にとどまった。ところが、閉山2年後の1999（平成11）年度から2008（平成20）年度までの10年間に、一般有料給水家屋4,371戸が「社水」から「市水」に切り替えられたることになった。確かに急ピッチの進捗ぶりである。閉山後は、閉山炭鉱水道施設整備費の国庫補助事業に採択され、上記の10年間に合計42億2,031万8,000円の事業費国庫補助を受けた。ちなみに、初年度の1998（平成10）年度から2012（平成24）年度までの上記施設整備費の事業費国庫補助総額は92億1,404万円に上る。

「水道一元化」については、これまでも各拡張事業期ごとに関係することがらを記してきた。しかし、他の施設整備等にかんする記述とかなり錯綜しているので、全体の経過をつかみにくいかもしれない。そこで、一元化問題について年表風にまとめて

＜図表3＞ 三池炭鉱専用水道業務状況
(大牟田市分、1989年度)

給水戸数	8,828戸
事業用	127
社宅用	975
補償用	3,311
一般用	4,415
給水人口	28,012人
事業用	—
社宅用	3,139
補償用	10,662
一般用	14,216
給水量	15,277m ³ /日
事業用	6,814
社宅用	2,035
補償用	2,589
一般用	3,839
平均配水量	17,024m ³ /日
最大配水量	22,131m ³ /日

『いのちの水七〇年』79頁より。

記載されている『いのちの水七〇年』に概ねならいつつ⁽⁹⁰⁾、併せて水道一元化促進協議会が作成した「水道一元化実施計画書」の「経過」部分等を参考にして、1970年代前半からの経緯を整理しておくことにしよう。

《水道一元化の主な経緯》

- 1972（昭和47）年6月 水道一元化について、大牟田・荒尾両市より三井鉱山㈱に申し入れをおこなう。
- 10月 水道会社をステップとする一元化方式について、地元3者間で基本的合意がなり、国・県との協議に入る。
- 1974（昭和49）年10月 議会で社水との一元化について調査対策特別委員会を設置。
- 12月 一元化を前提として、三井所有の宮原浄水場の施設利用により河川水の浄水をおこなうため、三井石炭鉱業との間で一元化の基本確認をおこない、施設使用権の設定契約・浄水業務委託契約を締結し、それを付して第6次拡張事業計画変更を申請する。
- 1975（昭和50）年1月 事業計画変更申請に対する厚生省の認可を受け、同年6月より宮原浄水場での浄水業務を実施する。
- 1980（昭和55）年3月 水道会社設立をステップとする一元化方式について認可の見通しを得るに至らず、同方式を断念し、あらためて地元3者間で一元化の原則的事項についての確認書を取り交わし、厚生省の了承を得る。
- 1984（昭和59）年3月 一元化の早期実現を図るため、福岡・熊本両県の参加を得て水道一元化促進協議会を発足させ、可能な部分から一元化を図る逐次・段階的な実施計画案の協議を進める。
- 11月 水道一元化推進協議会で逐次・段階的な「水道一元化実施計画」を決定する。
- 1986（昭和61）年2月 「水道一元化実施計画」について厚生省より了承を受ける。
- 1988（昭和63）年3月 「大牟田市水道事業の設置に関する条例」の一部改正条例について議会の議決を得る。

(90) 前掲の『いのちの水七〇年』79—80頁。

- 9月 「大牟田市水道事業給水条例」の一部改正条例について議会の議決を得る。
関係住民に対して校区ごとに説明会を催す（一部校区を除く）
- 12月 関係機関と30回を越える協議を重ね、「水道一元化実施協定書」「業務委託契約書」等について契約調印する。
- 1989（平成元）年3月 第8次拡張事業計画の変更申請につき29日に認可を得る。
- 1990（平成2）年2月 第8次拡張事業に着手。
- 1997（平成9）年3月 三池炭鉱閉山
- 2001（平成13）年4月 水道局に一元化推進室を設置。
- 2007（平成19）年4月 三池炭鉱専用水道がフレッシュ・ウォーター三池に移管。
- 2010（平成22）年9月 大牟田・荒尾両市と日本コークス工業（旧三井鉱山）、フレッシュ・ウォーター三池の4者で一元化協議を再開。
- 2012（平成24）年4月 大牟田・荒尾両市共同浄水場（ありあけ浄水場）の供用開始。
- 2013（平成25）年2月 補償給水家屋に対する大牟田・荒尾両市の合同説明会を開始する。（4月以降、地区別の説明会を開催）
- 2014（平成26）年3月 三池炭鉱専用水道を廃止、補償給水の廃止。
4月 水道一元化の「完全実施」に入る。
（2019年3月末に市水道への「切替期間」終了の予定）

冒頭から見られるとおり、最初の三井鉱山への申し入れから「水道一元化実施計画」について厚生省の了承を得るまで、約14年が経過している。なかでも、水道会社設立をステップとする一元化方式の提案からそれを断念するまでの7年半は、いたずらに時間を空費した感が強い。なぜ、その方式にそれほどまでこだわったのか、その理由が分からない。市議会建設委員会での幹部職員の説明をていねいに読んでも、その疑問に対する回答は出てこない。せめて、宮原浄水場での浄水委託業務につき、厚生省から市水道局の水質試験室設置を求める指導があったあたりで、一元化方式の方針転換を考えてもよかったのではないかと考えさせられる。

閉山後に急ピッチで進められた切替工事にかんしても、それが可能な部分から一元化を図る逐次的・段階的方式に沿った選択であったにせよ、一般有料給水を第1段階、三井関連事業所の用水とその社宅を第2段階、そして三井石炭鉱業関係の用水と補償給水を第3段階に設定し、特に長期的な取組みが予想される補償給水の対象家屋につ

いて、それを当該家屋と事業者との当事者間の交渉に委ね、交渉の解決そのものにかんしていわば「成り行きまかせ」であるようなことでよいのかどうか。現に補償給水を受けている家屋数の多さからしても、大いに気になるところである。

すぐ上で、「水道一元化実施計画」について厚生省の了承を得るまで約14年と書いたが、その1986年から数えて30年、炭鉱閉山から数えると19年が経っている。前節（Ⅱ－2）のはじめに近い部分で載せた図表2にかんして、第8次拡張事業の「工期」欄の終期につき？を付したことに注意を促した。現時点（2016年6月）でどのように考えるべきなのだろうか。

2年前（2014年）の3月末、大牟田・荒尾両市内の三池炭鉱専用水道が廃止となった。したがってまた、補償給水も廃止である。これにより、「水道一元化」は同年4月1日をもって「完全実施」の段階へと移行した。残る水道事業は、「給水条例」上は、5年間の切替期間における市水への切替工事を順次実施するだけである。

三池炭鉱専用水道の経営は、2007年4月から三井鉱山㈱の100%出資による子会社㈱フレッシュ・ウォーター三池に移管されていた。その移管から間もなく、フレッシュ・ウォーター三池社の株式譲渡に係る提案競争が同社の親会社である三井鉱山によりおこなわれたようで、Jパワー（電源開発㈱）とフランスの多国籍総合環境サービス会社の水処理事業を担当するヴェオリア・ウォーター・ジャパン㈱の共同事業体が優先交渉権を取得し、フレッシュ・ウォーター三池社は両社の経営傘下に入った（2007年7月）。また、三井鉱山は三池炭鉱の閉山に伴い、それより早く国内石炭採掘事業から撤退をし、2009（平成21）年4月に日本コークス工業㈱へと商号変更をした。したがって、三池炭鉱専用水道の廃止に併せて補償給水の廃止も含む事案を実務上処理するにあたっては、大牟田・荒尾両市のほか、フレッシュ・ウォーター三池と日本コークス工業を加えた4者による協議をおこなわなければならない⁽⁹¹⁾。この4者による協議、いわゆる「一元化協議」が立ち上がったのは、2010（平成22）年9月であり、その2年後、ありあけ浄水場が給水を開始した2012（平成24）年の9月に、いわゆる「完全一元化」に向けた基本方針の決定をみた。市配水管への給水装置の接続工事を一度におこなうことはできないので、切替完了までは、大牟田市用の菊池川の原水をフレッシュ・ウォーター三池が所有する宮原浄水場に送水して浄水委託をおこない、同社の水道施設を通じて市水を対象家屋の利用に供することになる⁽⁹²⁾。

(91) 前掲の企業局「大牟田市水道の沿革」17頁参照。

(92) 同上。

こうして大牟田・荒尾両市は、翌2013（平成25）年2月より、約4,400世帯にのぼる鉾害補償給水世帯を対象とした合同説明会を開始し、4月以降は地区別の説明会を両市でおこなったようである。そして前記のとおり、翌年3月末の三池炭鉾専用水道・補償給水廃止の当日を迎えたのであった。ちなみに、市のホームページによれば、2014（平成26）年の「大牟田市10大ニュース」選考において「三池炭鉾専用水道廃止、市水道へ一元化」が3位を占めた模様である。

さて、「水道一元化」を主要事業とする第8次拡張事業はすでに完了したと言えるのかどうか。第8次に続く第9次拡張事業は昨年（2015年）3月に終了している。本来であれば、第8次の工期終了を経て第9次の申請に及ぶはずであるが、このときはそうではなく、前節（3）で指摘したように、第8次拡張事業の終結を見ないまま、2006（平成18）年3月に厚生労働省に対して第9次拡張事業計画の申請がおこなわれ、3ヵ月を経ずにその認可を受けていた。

古い話になるが、過去にも拡張事業の期間がオーバーラップした例はある。第3次拡張事業と第4次拡張事業の場合がそれである。しかし、第8次拡張事業「工期」欄の終期についてあえて？を付したのは、**図表2**の原表「大牟田市地域水道ビジョン 生命の水・プラン21」（2008年6月）において、その箇所が空欄だったことが発端であり、それがいわば引き金になって、その終期はどのように考えるべきかという問題について考えをめぐらせることになったわけである。

本稿の執筆において大いに参考にした企業局の『きぎょう統計（平成24年度）』の記述（「大牟田市水道行政の沿革」）によれば、すでに2010（平成22）年の時点で、「国においては、ありあけ浄水場が稼働する平成24年以降は、補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境が整う時期と認識しており、両市と（株）フレッシュ・ウォーター三池が有する菊池川の重複した水利権の整合性を図る観点からも、水道一元化を推進するよう国の指導を受けた」とある⁽⁹³⁾。しかし、水利権の重複問題は、旧三池炭鉾専用水道がフレッシュ・ウォーター三池社に経営移管された時点で認識されていたはずのことである。もっと遡れば、先にも指摘した44年も前に端を発する、当時の水道会社設立をステップとする一元化方式に悩まされたころのことをも想起させられるであろう。あたかも亡霊が再び姿を現したかの如くである。

その点を描いても、「給水条例」付則で定められた市水への「切替期間」が終わる

(93) 同上。

2019（平成31）年3月末までに、補償給水家屋との間で首尾よく円満解決を迎えられるのかどうか。「円満解決」などという曖昧な表現を避けて、上に引用した国（厚生労働省）の見方に即して言えば、「補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境が整う時期」の問題になろう。条例上は、すでに述べた「完全実施」段階に入った2014（平成26）年4月1日以降、市水への「切替期間」が終わる2019（平成31）年3月31日までの5年間のどこかで、「水道完全一元化の受入れ環境が整う時期」（「完全実施」の終期）が訪れるものと想定されているのだが、これが「補償給水家屋の切替えを含む」となれば、話は別である。

「一般有料給水」の場合であっても、「完全実施」に入る以前にすべての「水道一元化対象者」が確定され、そのすべての該当者が「以後の給水に係る給水契約の申込み」をおこない、切替工事について合意が得られているならば、という条件のもとでのことであり、何事もそうであるように、例外的には、それらの条件を充足しないケースがありうるかもしれない。しかし、「企業局だより」では、一般有料給水世帯については、ありあけ浄水場の建設に取りかかるころにすでに約4,700戸の切替工事が完了したとの記事が掲載されていた。

だが、くり返しになるが、「鉍害補償給水」の場合になると事情が相当に異なる。「企業局だより」では、先に引用したそれも含めて、今後の課題として補償給水の問題が必ず触れられていた。しかし、実際に補償給水家屋に対する合同説明会や地区別の説明会が持たれたのは2013（平成25）年以降のことであり、説明会のスタート時点では前途多難を思わせる状況であったように聞いている。

それもそのはず、補償給水家屋に対する説明会でありながら、「補償問題」には立ち入らない説明会だからである。念のため、先に引用した「企業だより」の文面に続く部分を確かめておこう。「一般家庭に（家屋）に給水している社水には『一般有料給水』と『鉍害補償給水』という性格の異なる2つの形態があります。／これまで進めてきた一元化は、本来社水には給水義務がない『一般有料給水』を対象としたものでした。／もう一方の『鉍害補償給水』とは鉍害（石炭採掘等により井戸が枯れたなど）に対する補償として専用水道の事業者が給水をしているものです。個々の補償問題は、あくまでも当事者間での解決が基本となりますので、市水への切り替えについては補償問題の解決後に検討します。」⁽⁹⁴⁾これだけである。

(94) 前掲注(85)の「企業局だより」No.38。

もしもこれと同じことを説明会で述べるだけであれば、何回やっても同じことであろう。「補償問題の解決後に検討します」というのだが、そこでいう「補償問題」の中には、「専用水道の事業者」により「鉾害に対する補償」としておこなわれてきた「給水」それ自体は含まれているのか、いないのか。それがいかなる原因によるものであれ、井戸枯れが生じ、市民から水道布設の要望があった場合、市の行政はそれに懸命に対応しようとしてきたはずである。それは市民に対する「給水義務」が自治体にあると考えたからであろう。それなのに、専用水道の廃止により「給水」が断たれた場合においては、自治体の市民に対する「給水義務」は棚上げになるとでもいうのであろうか。

くどくなるが、「企業だより」における説明に従うと、「鉾害補償給水」は「一般有料給水」と異なり、事業者の「鉾害に対する補償」としておこなわれてきたものであって、したがってそれは、事業者と個々の家庭（家屋）の当事者間における「補償問題」に属することであり、その「補償問題は、あくまでも当事者間での解決が基本」であるから、「当事者間での解決」を待って、その解決後に「市水への切り替えについて」検討をおこなう、ということになる。まるで「民事不介入の原則」そのもののようである。

だが、はたして「水道一元化」問題は「民事事件」であるのかどうか。問題の専用水道の廃止が、その事業者の一存だけでおこなわれたというのであればまだしも、他ならぬ自治体の条例改正という、自治体政府における最高の法形式をとって、当該自治体によって決定されたのである。その場合においても、鉾害補償の一方の当事者である市民に対する自治体の「給水義務」は棚上げになるとでもいうのであろうか。どうであろうか。

この問題にこだわるのは、他でもない。今から59年前、1957（昭和32）年に「水道一元化」問題が大牟田市議会で表面化したころにおいて、まさしくこの鉾害補償問題との関連において議論が交わされていたことに留意するからである。少なくとも、それが「水道一元化」問題の原点ともいえるべき基本的論点のひとつであった。その年の9月定例会における議員質問の中から一例を引いておこう。

当の議員は「当面緊急な大牟田市民の問題となっております鉾害補償水の問題について若干見解を聞かしていただきたい」と切り出し、2点を尋ねた。第1点は「市民の鉾害補償水の問題を取りあげて三井（鉾山）に交渉する意図があるかどうか」であり、第2点は「市の水道局として鉾害補償水の給水区域に市の水道を引き込むという

意図をもっておるかかどうか」である。補償水が有料制になり、市民がバラバラに会社と交渉し協定を結んでいること、また隣の荒尾市と市の対応が異なったことが背景にある。

建設局長および水道局長の答弁はいずれも消極的なものとどまった。第1点から第2点に移るにあたって質問議員は「(市民と三井鉱山との) 契約の問題は、個人の問題であるから等閑に付すということではなくて、市当局としても、これに対するはっきりとした方針を打ち出すべき段階に来ておるのではないか」とも迫り、「社水と市水の一本化」にも触れたのだが、水道局長の再答弁は、「社水と市水との一本化については前々から議会の問題となり……当局としても大いに検討を進めようということ御意見も出ておりますので、私のほうとしても、これについては研究はいたしておりますけれど、ここでこのことについてまだ御答弁を申し上げる段階にはなっていないわけであります。」ということではしなかった⁽⁹⁵⁾。ともかく、ここからのスタートだったのである。

大牟田市政にとっては、まさに古くて新しい問題のひとつである。だからこそ、迂遠ではあっても原点に立ち返ってみるほかないと観念し、一人の観察者として私なりに大牟田市の水道行政をたどり返してみた。その上でのひとつの暫定的結論は、鉱害補償給水問題への取り組みこそが「最後の関門」となる、というものである。別言するならば、その「最後の関門」を越えていないのだから、「補償給水家屋の切替えを含む水道完全一元化の受入れ環境」はいまだ整っていない、ということになる。

したがって、それがどうなるかを見きわめることなしに「一件落着」というわけにはいかないし、また、**図表2**の第8期拡張事業の終期にかんしても、それ自体は些細なことながら、いぜんとして？をはずせないというしだいである。

(いまむら つなお 中央大学名誉教授)

キーワード：自治体の主体形成／与論島移住者・同郷者の市民化／市民アイデンティティ／都市の要件／上水道施設整備／水道一元化（市水と社水の統合）／補償給水問題

(95) 「大牟田市議会定例会会議録」1957（昭和32）年9月12日